

広告掲載取扱要領

区役所等窓口設置封筒への広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	印刷物の名称	区役所等窓口設置封筒
	印刷物の内容・作成目的	京都市の各区役所・支所戸籍住民担当、出張所及び証明書発行コーナーで、転入者等に対し各種の市政広報物を封入し、または証明書等の請求者に対し配付するもの。
	印刷物の仕様	封筒サイズ：角2号（縦332mm×横240mm）及び角6号（縦235mm×横160mm） 紙質：リサイクル上質紙 封筒表面及び裏面に本市が指定する原稿を印刷するものとします。原稿は設置場所ごと（各区及び証明書発行コーナー用）に作成するものとし、地域性を重視した個別のデザインを指定します（参考資料：別紙（令和7年北区役所 角6号分））。
	発行部数	角2号：約42万部（概ね1年間の配付数量に相当） 角6号：約21万部（概ね1年間の配付数量に相当）
	発行頻度	年1回程度（ただし、本市が指定する原稿に修正を要する場合は、適宜御対応いただきます。）
	発行予定日	初回納品日を令和8年12月下旬とし、以後は本市の在庫状況に合わせて適時納品していただきます。各回の納品部数及び納品場所は別途指定します。
	配布予定時期	令和9年1月4日から令和9年12月28日までを予定
	配布対象・配布エリア	全市域の市民等
	配布方法	京都市の各区役所（11箇所）、支所（3箇所）の戸籍住民担当、出張所（14箇所）及び証明書発行コーナー（5箇所）において、来庁者（異動者及び証明書の請求者等）に対し配付します。
広告の規格	広告掲載面・広告掲載位置	広告は表面及び裏面ともに掲載可とします。広告掲載位置は申込時に提案してください。広告の大きさは、表面及び裏面ともに封筒面積の30%以下とします。 色数、枠数などについては指定しませんので、申込時に提案してください。 ただし、掲載する内容が明瞭に広告であると分かる記載を入れてください。
	広告の大きさ	
	広告の色数	
	枠数	
その他の仕様		
掲載条件	広告料金（税込み）	広告を掲載した封筒を無償で提供していただきます。 なお、追加で広告料収入の支払いが可能な場合は、審査において加点対象とします。
	広告原稿の入稿期限	令和8年11月13日（金）までに地域自治推進室に提出してください。広告原稿は広告掲載者側において作成し、データで入稿してください（形式等は別途相談）。
	広告原稿の入稿方法	
	校正方法	ゲラ刷り又は原稿データを提示

掲載基準	関係規程 (必ずお読みください)	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	慶事、弔事に関する業種の広告は掲載できません。 その他、要綱及び基準への適合可否を個別に判断する場合があります。
申込手続等	申込資格	広告主又は広告代理店等とします。 その他の申込資格の詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」で確認してください。 (https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html)
	申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告に関する提案書様式（第5号様式）をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、必要な書類等を添付し、下に記載の申込先に提出してください。 ・ 郵送する場合は、申込期間内に必着するよう送付してください。 ・ 京都市競争入札参加資格のない方については、必要書類を広告に関する提案書と併せて提出してください。 必要書類等詳細については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。
	申込期間	令和8年6月1日（月）から7月3日（金）まで。 書類の受付は、土、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）行います。
	広告掲載者の決定方法	<p>多くの市民に広く配付するのにふさわしいものである必要があるため、総合的な提案内容の審査・評価を地域自治推進室の職員5名で行い、契約相手方を決定します。 申込時には、下記の項目について提案してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広告の規格について（色数、枠数などのイメージ） <ul style="list-style-type: none"> ・ デザイン、文字、文書の読みやすさ ・ 枠数などのレイアウト ・ 色数及び色彩 2 広告の募集の考え方について（地域性、公共性、業種など募集に際し重視する項目などの方針など） 3 業務実施体制や同種事例の受託実績について <ul style="list-style-type: none"> ・ トラブル等への対応 ・ 原稿作成のスケジュール ・ 会社設立からの年数 ・ 実績（同種・類似業務の実績を有しているか） 4 その他追加の提案事項 5 本市への広告料支払いの有無

その他	その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載に当たっては、関係法令、関係規程、要領等を遵守してください。 ・ 広告掲載者とは、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 広告内容については、事前に審査を行います。（内容により、修正等をお願いする場合があります。） ・ 広告の内容等に関する責任は、全て広告掲載者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告掲載者の責任と負担により解決してください。 ・ 広告媒体の仕様について、基準を満たす製品を納入することが困難な場合には、担当者の了解を得た場合に限り、代替品の提案を認めます。 仕様の変更可能性については、原則として提案時に併せて申出を行うこととしてください。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。
	お申込み・お問い合わせ先	<p>京都市文化市民局地域自治推進室（担当：江山、西森）</p> <p>住 所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 番地 分庁舎地下 1 階</p> <p>電話番号：075-222-3085 FAX番号：075-213-0321</p>